

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 30 日

住 所 名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
事業者名 ジェイアールセントラルビル株式会社
代表者名 代表取締役社長 巢山 芳樹



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設等の整備に関する事項 当社が管理する名古屋駅バスターミナルは移動等円滑化基準に適合している。平成 29 年（2017 年）4 月に開業し、施設内はフラットな動線を確保し、多機能トイレを設備している。 今後も、高齢者、障害者の利用実態等に鑑み、多様なニーズに応じて移動するために必要となる環境を可能な限り整備する。 (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 主たる事業者である名古屋市交通局と調整し、交通局職員による乗降支援、運行情報などの提供、異常時対応などを含めた教育訓練を行っている。 今後も、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえたうえで計画する。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
名古屋駅バスターミナル 一般乗合旅客自動車	なし（適合済）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	特になし（但し、必要に応じ調整）

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	特になし（但し、必要に応じ調整）

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	特になし（但し、必要に応じ調整）

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	特になし（但し、必要に応じ調整）

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	特になし（但し、必要に応じ調整）

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

なし。

なお、ご利用者様からご意見が寄せられた場合、名古屋市交通局と共有し、改善の取り組みに活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページ

VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。